

## 通所リハビリ利用料金表

### 1. 利用料金表

要介護度	自己負担額（日額）				参考
	介護保険分 ※1	食費		保険外分 ※2	日額計
要介護1 ( 710 単位 )	841 円	660 円		200 円	1,701 円
要介護2 ( 844 単位 )	986 円	660 円		200 円	1,646 円
要介護3 ( 974 単位 )	1,127 円	660 円		200 円	1,787 円
要介護4 ( 1,129 単位 )	1,295 円	660 円		200 円	1,955 円
要介護5 ( 1,281 単位 )	1,459 円	660 円		200 円	2,319 円

**【注】**

※1 通常の介護保険1割分の自己負担額に加えて、施設として加算算定することが認められている「リハビリテーション提供体制加算（24単位）」、「サービス提供体制強化加算（22単位）」、「中重度者ケア体制加算（20単位）」を含み、かつ地域加算として10.83円を乗じた金額を「介護保険分」として表記しています。

※2 日用消耗品費（100円/日）、教養娯楽費（100円/日）が含まれております。

3 介護職員処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に4.7%を掛けた金額を、介護職員等特定処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に2.0%を掛けた金額を、介護職員等ベースアップ等支援加算として1月当りの介護保険分の合計額に1.0%を掛けた金額を別途上乘せしてご負担いただきます。

4 上記介護保険分に含まれている加算以外に、ご希望や必要性に応じて加算が生じる場合がございます。

### 2. その他主な加算料金（該当される利用者のみ）

項目		負担額	説明	
保 険 分	短期集中個別リハビリテーション実施加算	120 円/日	退院(所)又は認定日から起算して3月以内に個別リハビリが行われた場合、加算されます。	
	入浴介助加算	Ⅱ 65 円/日	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行う場合、加算されます。加えて、利用者の居宅での浴室における動作及び環境を評価し、それを元に利用者の身体の状況や居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、入浴介助を行う場合、加算されます。	
	リハビリテーションマネジメント加算(A)	6月以内	643 円/月	事業所の医師の指示の下に通所リハビリ計画を作成し、6月以内は1月に1回、6月以降は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況の変化に応じて進捗状況を定期的に評価し、リハビリテーション計画を見直すこと。また、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。さらに、リハビリテーション計画書等の内容等の情報を、厚生労働省に提供し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合、1月に1回加算されます。
		6月以降	296 円/月	
他	おむつ代等	実費相当額	施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。	

## 介護予防通所リハビリ利用料金表

### 1. 利用料金表（1ヶ月当り）

要介護度	自己負担額				参考
	介護保険分(月額) ※1	運動器機能向上加算(月額)	食費（日額）	保険外分(日額) ※2	月額計
要支援1 ( 2,053 単位 )	2,449 円	244 円	660 円	200 円	月4日利用の場合 6,133 円
要支援2 ( 3,999 単位 )	4,652 円	244 円	660 円	200 円	月8日利用の場合 11,776 円

**【注】**

※1 通常の介護保険1割分の自己負担額に加えて、施設として加算算定することが認められている「サービス提供体制強化加算（【要支援1】88単位/月）、（【要支援2】176単位/月）」、「事業所評価加算（120単位/月）」を含み、かつ地域加算として10.83円を乗じた金額を「介護保険分」として表記しています。

※2 日用消耗品費（100円/日）、教養娯楽費（100円/日）が含まれております。

3 介護職員処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に4.7%を掛けた金額を、介護職員等特定処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に2.0%を掛けた金額を、介護職員等ベースアップ等支援加算として1月当りの介護保険分の合計額に1.0%を掛けた金額を別途上乘せしてご負担いただきます。

4 上記介護保険分に含まれている加算以外に、ご希望や必要性に応じて加算が生じる場合がございます。

## 通所リハビリ利用料金表（短時間）

### 1. 利用料金表

要介護度	自己負担額（日額）				参考
	利用時間	単位数	介護保険分※1	保険外分 ※2	日額計
要介護 1	2時間以上3時間未満	380 単位	457 円	200 円	657 円
	3時間以上4時間未満	483 単位	582 円		782 円
要介護 2	2時間以上3時間未満	436 単位	518 円	200 円	718 円
	3時間以上4時間未満	561 単位	666 円		866 円
要介護 3	2時間以上3時間未満	494 単位	581 円	200 円	781 円
	3時間以上4時間未満	638 単位	750 円		950 円
要介護 4	2時間以上3時間未満	551 単位	643 円	200 円	843 円
	3時間以上4時間未満	738 単位	858 円		1,058 円
要介護 5	2時間以上3時間未満	608 単位	704 円	200 円	904 円
	3時間以上4時間未満	836 単位	964 円		1,164 円

#### 【注】

※1 通常の介護保険1割分の自己負担額に加えて、施設として加算算定することが認められている「リハビリテーション提供体制加算（3時間以上4時間未満 12単位）」、「サービス提供体制強化加算（22単位）」、「中重度者ケア体制加算（20単位）」を含み、かつ地域加算として10.83円を乗じた金額を「介護保険分」として表記しています。

※2 日用消耗品費（50円/日）、教養娯楽費（50円/日）、飲物・おやつ代（100円/日）が含まれております。

3 介護職員処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に4.7%を掛けた金額を、介護職員等特定処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に2.0%を掛けた金額を、介護職員等ベースアップ等支援加算として1月当りの介護保険分の合計額に1.0%を掛けた金額を別途上乘せしてご負担いただきます。

4 上記介護保険分に含まれている加算以外に、ご希望や必要性に応じて加算が生じる場合がございます。

### 2. その他主な加算料金（該当される利用者のみ）

項目		負担額	説明	
保険分	短期集中個別リハビリテーション実施加算	120 円/日	退院(所)又は認定日から起算して3月以内に個別リハビリが行われた場合、加算されます。	
	リハビリテーションマネジメント加算(A)	6月以内	643 円/月	事業所の医師の指示の下に通所リハビリ計画を作成し、6月以内は1月に1回、6月以降は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況の変化に応じて進捗状況を定期的に評価し、リハビリテーション計画を見直すこと。また、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。さらに、リハビリテーション計画書等の内容等の情報を、厚生労働省に提供し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合、1月に1回加算されます。
		6月以降	296 円/月	
他	おむつ代等	実費相当額	施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。	

## 介護予防通所リハビリ利用料金表（短時間）

### 1. 利用料金表（1ヶ月当り）

要介護度	自己負担額			参考
	介護保険分(月額) ※1	運動器機能向上加算(月額)	保険外分(日額) ※2	月額計
要支援 1 ( 2,053 単位 )	2,449 円	244 円	200 円	月4日利用の場合 3,493 円
要支援 2 ( 3,999 単位 )	4,652 円	244 円	200 円	月8日利用の場合 6,496 円

#### 【注】

※1 通常の介護保険1割分の自己負担額に加えて、施設として加算算定することが認められている「サービス提供体制強化加算（【要支援1】88単位/月）、（【要支援2】176単位/月）」、「事業所評価加算（120単位/月）」を含み、かつ地域加算として10.83円を乗じた金額を「介護保険分」として表記しています。

※2 日用消耗品費（50円/日）、教養娯楽費（50円/日）、飲物・おやつ代（100円/日）が含まれております。

3 介護職員処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に4.7%を掛けた金額を、介護職員等特定処遇改善加算として1月当りの介護保険分の合計額に2.0%を掛けた金額を、介護職員等ベースアップ等支援加算として1月当りの介護保険分の合計額に1.0%を掛けた金額を別途上乘せしてご負担いただきます。

4 上記介護保険分に含まれている加算以外に、ご希望や必要性に応じて加算が生じる場合がございます。